

新型コロナウイルス感染症等にかかる看護職員派遣調整に関する Q&A

Q1 どのような場合に派遣調整をしますか。

派遣依頼書（様式2）により依頼した医療機関とし、依頼の時点で看護職員の確保に関して同一医療機関・同一法人内等で可能な限りの対応を行い、退職者の増加など平時の看護職員不足ではなく、一時的な看護職員不足の場合のみ対象とします。

Q2 派遣期間の具体的な目安はありますか。

依頼時に状況を聞き取り、医療機関の希望や県全体の医療提供体制等を総合的に判断し、派遣期間（5日～数週間を想定）を調整します。

Q3 協力可能病院としての登録方法を教えてください。

随時募集しているため、ご協力いただける場合は、兵庫県医務課医療人材確保班（以下、県医務課）に登録書（様式1）をご提出ください。

Q4 派遣調整を依頼したい医療機関は、どこに依頼したらよいですか。

県医務課に電話連絡の上、派遣依頼書（様式2）をご提出ください。

Q5 派遣調整はどのように行いますか。

派遣調整機関は公益社団法人兵庫県看護協会（以下、県看護協会）としており、派遣依頼書を県医務課で受理後、県看護協会にて対象医療機関の状況を確認し、協力可能病院として県に登録した医療機関の他、ナースセンターにおいて研修受講済の登録看護師等と調整を行います。

Q6 派遣に伴う費用（賃金、旅費、役務費（保険料）等）の負担について教えてください。

派遣によって発生する費用負担は、派遣先医療機関と派遣元医療機関で協定を結ぶ等、それぞれの医療機関での調整になります。

なお「新型コロナウイルス感染症患者等診療看護師等派遣事業補助金」

「DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業補助金」を活用できる場合は、医療機関からの申請により、予算の範囲内において県が補助します。

Q7 複数の医療機関から依頼があった場合はどうなりますか。

依頼があった医療機関の状況や県全体の感染状況、感染症患者の受入れ状況を考慮し、優先順位をつけて調整します。